平成２８年（フ）第５０９号
福岡県糸島市篠原東３丁目４番７号
債務者　波多江克隆
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５２０号
福岡県春日市上白水３丁目37番地　谷コーポ102号
債務者　佐藤　業行
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５２１号
福岡市早良区昭代２丁目１番８―101号
債務者　吉田　直滋
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２２号
福岡県大牟田市明治町１丁目３番地４
債務者　西村　陽一
1　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第１１号
秋田県由利本荘市前郷字六田94番地12
債務者　横山　圭子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第１９号
福島県いわき市小川町柴原字館下75番地の５　小川グリーンハイツ102
債務者　高橋　政俊
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第６７号
茨城県鉾田市菅野谷198番地20
債務者　田山　富健
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１０３号
茨城県水戸市見川３丁目144番地の５　松山ハイツＢ棟203号
債務者　安島　朋美
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１４号
茨城県守谷市小山315番地の６　ラフォーレナミキ303、前住所茨城県守谷市けやき台３丁目18番地３　幸明テラス107号
債務者　古澤　伊代（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７１号
埼玉県蕨市南町４丁目23番13号　アネックスいかるが206号
債務者　武富　　豊
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３０号
さいたま市見沼区東大宮４丁目30番地３　丸徳コーポＡ102
債務者　西村　正顕
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３９号
埼玉県川口市本町４丁目11番４―703号　コスモハイセレサ川口本町
債務者　関口　　隆
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２４０号
埼玉県川口市元郷３丁目６番９号　第一トーシンハイツ301号
債務者　関口　祥子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２５８号
埼玉県川口市東領家４丁目18番14号
債務者　小林　幸雄
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２９０号
埼玉県川口市戸塚東３丁目17番23号
債務者　森田　志歩
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３２９号
さいたま市北区別所町115番地４　アビタシオンさいたま101
債務者　茂木　　一
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３３０号
さいたま市北区別所町115番地４　アビタシオンさいたま101
債務者　茂木　真弓
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係